

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 4 7 3 名

被告 東京電力株式会社

### 準 備 書 面 ( 2 5 )

(原告ら準備書面 92 に対する反論：住宅確保損害、全損非全損関係)

平成 2 7 年 4 月 3 0 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告は、原告ら作成にかかる、平成27年4月10日付け準備書面(92)に対し、次のとおり反論する。併せて、関連する裁判所の求釈明についても説明をする。

第1 「第1 原告準備書面(51)について(住宅確保損害と再取得価格の請求)」  
について

1 原告らの主張に対する反論は、すでに提出した被告準備書面においてなされているので、繰り返さない。

2 裁判所の求釈明について(居住用不動産の賠償額の算定式)

被告における居住用不動産の賠償額の算定式は、平成26年12月3日付け被告準備書面(10)で詳述しており、その具体的内容は、同書面の別紙①「賠償金ご請求書①(所有資産確認用)解説と記入例 宅地・建物・借地権」のとおりである。

第2 「第2 原告準備書面(53)について(全損・非全損の不合理性)」について

1 居住生活利益について

原告らは、居住生活利益の内容について、「居住用の不動産(宅地、家屋)は、所有利益という法益と利用利益という法益によって二重包装されているが、本件原発事故被害地域における不動産について第一次的に発現してきたのは『居住生活利益』としての利用利益である。」(甲A146・22頁2行目)と説明している。

しかし、(被告を含めた)一般的な財物賠償においては、不動産の所有権の交換価値を財産的に評価して賠償されるものであるところ、所有権とは、目的物を使用・収益・処分する権利であるから(民法206条)、原告らの主張する「利用利益」も、所有権の一部(「使用」ないし「収益」)にすぎず、所有権の財産的評価に含まれている。

そして、一般的な所有権の財産的評価は、当該不動産がもつ使用・収益・処分  
分の全ての価値が市場において評価された結果、実勢価格等として形成される  
ものであり、これは一般人通常人を基準とした中立的合理的な評価といえる。

したがって、原告らの主張する「居住生活利益」は、それが「利用利益」で  
ある以上、所有権の内容の一部にすぎず、所有権の交換価値である不動産の実  
勢価格等に含まれている。

なお、原告らは、「移住を事実上強制された被害者のそれぞれの事情に基づく  
選択」（甲A146・23頁30行目）などの点も指摘するが、それらについても、  
被告は、追加的費用としての性質を有する住居確保損害の賠償として対応して  
いる。

以上により、原告らの主張には理由がない。

## 2 定型的な賠償と個別立証について

原告らは、「今後、原告の保有する不動産に関して、それぞれ個別立証を行い、  
その毀損の程度を明らかにしていくものである…」（原告ら準備書面（92）4頁  
4行目）と主張している。しかし他方で、淡路意見書においては、「居住用不動  
産の賠償額算定にあたっては、一定の仮定を置いて、定型的な賠償方式を採用  
する必要がある。」（甲A146・24頁2行目）と説明している。

そこで、まず原告らの主張する賠償額が、定型的な賠償方式により算定され  
るものなのか、あるいは個別立証によるものなのか、その関係が明確でない。

また、仮に個別的な立証を行うのであれば、原告らのいう「居住生活利益」  
は「現実の相双地域におけるそれぞれの居住用不動産の利用価値をあるがまま  
に評価すべきである…」（甲A146・23頁1行目）とされる以上、「それぞれの」  
原告における現実の居住実態や生活実態に関する事実の確認が必要と思われる  
が、本人尋問との関係でみると、それらの事実関係についての主張がどの時点  
で必要となるか（「今後…明らかにしていく」ことで足りるのか）についても疑

間がある。

### 3 結語

以上により、不動産に関する賠償額の算定については、被告の算定方法が適正かつ現実的であり、原告らの主張には理由がない。

以上